

愛知県公立大学法人役員報酬規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>附 則（令和5年2月27日規程第4号） 〔沿革〕令和5年3月31日規程第19号改正</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 （理事長の年俸の額の特例）</p> <p>2 理事長の年俸の額は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p>18,829,000円</p>	<p>附 則（令和5年2月27日規程第4号）</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 （理事長の年俸の額の特例）</p> <p>2 理事長の年俸の額は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p>18,829,000円</p>

2 変更理由

役員報酬については、愛知県の指定職給料表適用者に準じていることから、年俸の額の特例期間が延長されたことに伴い改正した（理事長の給与抑制の期限の延長）。